



国際仲裁代理研究会

報 告 書

平成 7 年 10 月 25 日

国際仲裁代理研究会

## 目 次

第1	緒言	1
1	本研究会発足の経緯及びその目的	1
(1)	外国弁護士問題研究会の提言	1
(2)	国際仲裁代理研究会の設置	1
(3)	本研究会の目的及び研究事項	1
2	本研究会の構成	2
3	本研究会における研究経過	3
第2	諸外国の国際仲裁手続における代理資格等に関する調査結果	5
1	国際仲裁の動向	5
2	国際仲裁手続における代理等の現状	6
3	各国における国際仲裁法制の動向, 国際仲裁手続の代理の概要等	6
第3	我が国の国際仲裁手続における代理等の現状	7
1	国際仲裁の現状	7
2	国際仲裁手続の代理の現状	8
第4	国際仲裁手続の代理資格の在り方に関する検討結果(提言)	9
1	本研究会の基本的立場	9
2	国際仲裁の範囲	9
3	代理人となり得る外国弁護士	10
(1)	範囲	10
(2)	外国弁護士の認定等	11
4	代理に付随する問題点	11
5	国際仲裁制度の整備	12
第5	結語	13

### (参考資料)

「香港・シンガポール・オーストラリアにおける国際仲裁代理に関する法制・その問題点等の調査報告」

## 第1 緒言

### 1 本研究会発足の経緯及びその目的

#### (1) 外国弁護士問題研究会の提言

法務省及び日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）は、弁護士業務を取り巻く国際的な環境の変化やそれに呼応する今後の我が国における弁護士制度及び外国弁護士受入制度の在り方について調査・研究・検討することを目的として、平成4年9月、外国弁護士問題研究会を設置した。同研究会は、平成5年9月、報告書を提出し、その中で、種々の提言をしたが、国際仲裁代理の問題については、「我が国の国際社会における地位にかんがみれば、国際商事仲裁を活性化し、充実させることが肝要であり、そのためには、国際商事仲裁の領域においては、仲裁代理の問題を含めて国際的に自由化が相当進んでいることを念頭に入れ、我が国においても国際的な動向に沿って自由化を進めていくのが望ましいと考える。本研究会は、我が国における国際商事仲裁制度をより高次の段階に発展させることが時代の要請であると考え、この要請にこたえるために、国際商事仲裁における代理の問題については、一層の自由化に向けて制度を改正する方向で、今後、速やかに関係各機関との連携の下に鋭意検討を進めていくこと」を提言した。

なお、米国通商代表部（USTR）、欧州連合（EU）等も、かねてから、同提言と同様に、政府に対し、国際仲裁手続において仲裁の当事者の代理人となることを外国弁護士に認めることを要望していた。

#### (2) 国際仲裁代理研究会の設置

法務省及び日弁連は、上記の外国弁護士問題研究会の提言を受け、国際仲裁を活性化し、充実させるとの観点から、一層の自由化に向け、具体的な制度の改正を念頭に置いて国際仲裁代理の在り方を研究するため、平成6年6月、国際仲裁についての造詣の深い委員によって構成される国際仲裁代理研究会を発足させた。

#### (3) 本研究会の目的及び研究事項

本研究会は、我が国における国際仲裁手続の代理資格の在り方を研究することを目的とし、そのために、①国際仲裁手続代理の実態と弁護士活動の在り方、②諸外国の国際仲裁手続の代理資格制度と今後の動向、③国際仲裁手

続の代理資格の在り方について、調査・研究・検討を行い、その研究成果を法務省及び日弁連に報告することとされた。

なお、本研究会は、本問題に関して直接に政策決定をするという性格のものではなく、法務省及び日弁連が政策決定を行う際に指針となるような重要な事項についての研究をするものであるが、法務省及び日弁連は、本研究会の研究成果を踏まえ、その責任において、政策を決定することとなる。

## 2 本研究会の構成

上記の本研究会の目的にかんがみ、委員の構成については、学者、企業関係者、社団法人国際商事仲裁協会関係者等国際仲裁についての造詣の深い有識者を中心とし、法務省及び日弁連の関係者がこれに加わることとした。

本研究会における調査・研究・検討に携わった委員は以下のとおりである。

なお、一部の委員について、人事異動等に伴う交替があった（※で示す。）。

- |    |       |                          |
|----|-------|--------------------------|
| 座長 | 小島 武司 | (中央大学法学部教授)              |
|    | 道垣内正人 | (東京大学法学部助教授)             |
|    | 服部 弘  | ( (社) 国際商事仲裁協会参与)        |
|    | 中山 義寿 | (住友商事(株) 総務本部文書法務部長) ※1  |
|    | 本林 徹  | (弁護士) ※2                 |
|    | 山本 政敏 | (弁護士)                    |
|    | 中村 稔  | (弁護士)                    |
|    | 朝海 和夫 | (外務省経済局審議官) ※3           |
|    | 中村 利雄 | (通産省貿易局総務課長) ※4          |
|    | 木藤 繁夫 | (法務大臣官房総務審議官) ※5         |
|    | 永井 紀昭 | (法務大臣官房司法法制調査部長)         |
|    | 津田 賛平 | (法務大臣官房司法法制調査部司法法制課長) ※6 |
|    | 柳田 幸三 | (法務大臣官房参事官〔民事担当〕)        |
|    | 川村 明  | (日弁連外国法事務弁護士に関する委員会委員長)  |
|    | 井原 一雄 | (日弁連外国法事務弁護士に関する委員会副委員長) |
|    | 小原 望  | (日弁連外国法事務弁護士に関する委員会副委員長) |

- ※1〔第1回会議〕中山義寿  
〔第2回会議から現在まで〕南波佐久男
- ※2〔第1回会議から第7回会議まで〕本林徹  
〔第8回会議から現在まで〕柳田幸男
- ※3〔第2回会議まで〕朝海和夫  
〔第3回会議から第6回会議まで〕阿部信泰  
〔第7回会議から現在まで〕安藤裕康
- ※4〔第1回会議〕中村利雄  
〔第2回会議から第11回会議まで〕殿岡茂樹  
〔第12回会議から現在まで〕高橋晴樹
- ※5〔第2回会議から第14回会議まで〕木藤繁夫  
〔第15回会議〕古川元晴
- ※6〔第1回会議から第9回会議まで〕津田賛平  
〔第10回会議から現在まで〕藤田昇三

平成6年6月1日の第1回会合において、委員の互選により、小島武司委員が座長に、道垣内正人委員が座長代行にそれぞれ就任した。

### 3 本研究会における研究経過

本研究会は、平成6年6月1日から平成7年10月25日まで計15回にわたり調査・研究・検討を行ったが、その状況は以下のとおりである。

第1回会議 平成6年6月1日（水）

(1)法務省及び日弁連から本問題の背景説明

(2)（講演）服部委員

「国際仲裁の現状について」

第2回会議 平成6年7月4日（月）

(1)（講演）（社）日本海運集会所常務理事谷本裕範氏

「国際仲裁の現状について」

(2)（講演）京都大学教授谷口安平氏

「国際仲裁の現状について」

第3回会議 平成6年9月5日(月)

- (1) (ヒアリング) デイヴィッド・シャーマン・ベイカー氏 (外国法事務弁護士, EBC推薦)

「外国法事務弁護士から見た国際仲裁代理問題」

- (2) (ヒアリング) リチャード・アンソニー・イーストマン氏 (外国法事務弁護士, ACCJ推薦)

「外国法事務弁護士から見た国際仲裁代理問題」

第4回会議 平成6年10月5日(水)

- (1) (講演) 弁護士柳田幸男氏

「事例報告・国際商事仲裁における当事者の代理問題を中心に」

- (2) (講演) ICC国際仲裁裁判所副所長, 上智大学教授澤田壽夫氏

「仲裁と訴訟」

○香港・シンガポール・オーストラリアにおける国際仲裁代理に関する法制  
・その問題点等の調査

平成6年11月8日(火) から11月16日(水) まで

第5回会議 平成6年11月1日(火)

- (1) (ヒアリング) 日産自動車(株)法規部法務主幹古川幸秀氏

「企業から見た国際仲裁代理問題」

- (2) (ヒアリング) 三井物産(株)文書部長横谷好一氏

「企業から見た国際仲裁代理問題」

第6回会議 平成6年12月5日(月)

- (1) 香港・シンガポール・オーストラリアにおける国際仲裁手続の代理資格制度と今後の動向に関する調査報告

- (2) 委員間の討論

第7回会議 平成7年1月9日(月)

委員間の討論

第8回会議 平成7年2月15日(水)

委員間の討論

第9回会議 平成7年3月14日(火)

委員間の討論

第10回会議 平成7年4月19日(水)

委員間の討論

第11回会議 平成7年5月17日(水)

委員間の討論

第12回会議 平成7年6月19日(月)

(1) (講演) 名城大学教授松浦馨氏

「仲裁に関する若干の問題」

(2) 委員間の討論

第13回会議 平成7年7月26日(水)

委員間の討論

第14回会議 平成7年9月28日(木)

委員間の討論

第15回会議 平成7年10月25日(水)

委員間の討論

## 第2 諸外国の国際仲裁手続における代理資格等に関する調査結果

### 1 国際仲裁の動向

近年、国際社会及び世界経済のグローバル化の著しい進展に伴い、国境を越え、法文化的背景を異にする当事者間の民事紛争が多発し、これらについて、必ずしも特定の国の法制等に拘束されず、判断を行う者等を当事者が任意に選ぶことができるという意味で、法文化的中立性ないし国際的中立性を特質とする国際仲裁により、迅速かつ適切に解決しようという当事者のニーズが大きくなり、国際仲裁の件数は世界的に増加しつつある。

これに伴って、後記のとおり、香港等においては、国際連合商取引法委員会(The United Nations Commission on International Trade Law, 以下「UNCITRAL」と略称する。)のモデル法を採用して国際仲裁法を制定する等仲裁法を整備し、あるいは仲裁機関・施設の整備を行って、自国を仲裁

地とする国際仲裁を活性化させ、充実させるための施策がとられている。

## 2 国際仲裁手続における代理等の現状

欧米等主要国の国際仲裁手続における代理等の現状については、本研究会におけるヒアリングのほか在外公館を通じて調査した。また、近時、アジアにおける紛争解決の中心となることを目指し、国際仲裁法の整備等を含め、自国における国際仲裁の活性化のための種々の施策を講じている香港、シンガポール及びオーストラリアについては、その制度や実態の把握が必ずしも十分ではなかったことから、前記のとおり、本研究会が、直接、海外視察団を派遣して調査した。

諸外国における調査結果を総合すると、国際仲裁手続に関しては、前記の法文化的中立性ないし国際的中立性といった国際仲裁の特質から、裁判手続や外国弁護士受入制度とは区別され、その手続における代理資格や、代理行為の形式につき、特段の制約が課されていないのが一般である。それゆえ、国際仲裁においては、各国の弁護士が、その国籍や弁護士資格取得国を問わず、仲裁地とされた国を訪れて、仲裁代理人として関与し紛争解決に当たるという運用が国際的に定着している。

## 3 各国における国際仲裁法制の動向、国際仲裁手続の代理の概要等

諸外国における国際仲裁法制の動向及び国際仲裁手続の代理の概要等は、以下のとおりである。

### (1) 米国

仲裁については、連邦仲裁法が制定され、多くの州において統一仲裁法を採用した仲裁法が制定されている。近時は、UNCITRALのモデル法が、6州において採用されている。また、世界三大仲裁機関の一つであるアメリカ仲裁協会(AAA)において、多数の仲裁事件が処理されている。国際仲裁手続における代理等に関して、代理人となる資格等に制約はない。

### (2) 連合王国

1889年に本格的な仲裁法が制定されたが、その後も、逐次、改正され、仲裁法の整備が行われている。また、世界三大仲裁機関の一つであるロンドン国際仲裁裁判所(LCIA)において、多数の仲裁事件が処理されている。国際仲裁手続における代理等に関して、代理人となる資格等に制約はない。



### (3) ドイツ

仲裁は、民事訴訟法に規定されているが、同法は、逐次、改正されて、仲裁法の整備が行われている。国際仲裁手続における代理等に関して、代理人となる資格等に制約はない（ただし、弁護士でない代理人が、弁論能力を欠く場合には、排除されることがあり得る。）。

### (4) フランス

仲裁は、民事訴訟法に規定されているが、同法は、逐次、改正されて、法の整備が行われている。また、パリには、世界三大仲裁機関の一つである国際商業会議所（ICC）国際仲裁裁判所の本部が置かれている。国際仲裁手続における代理等に関して、代理人となる資格等に制約はない。

### (5) 香港

UNCITRALのモデル法を採用した国際仲裁法が制定され、仲裁関係の法の整備が行われており、また、1985年に、香港国際仲裁センターが設立された。国際仲裁手続における代理等に関して、代理人となる資格等に制約はない。

### (6) シンガポール

UNCITRALのモデル法を採用した国際仲裁法が制定され、仲裁関係の法の整備が行われており、1991年には、シンガポール国際仲裁センターが設立された。国際仲裁手続における代理等に関して、代理人となる資格に制約はない。なお、外国弁護士は、準拠法を問わず、代理人となり得るが、1992年7月に改正された法律職法により、実体準拠法がシンガポール法である場合には、シンガポールにおいて開業資格を有する弁護士ないしは政府法務官と共に仲裁手続に出頭することが要件とされている。

### (7) オーストラリア

UNCITRALのモデル法を採用した国際仲裁法が連邦法として制定され仲裁関係の法の整備が図られている。国際仲裁手続における代理等に関しては、代理人となる資格等に制約はない。

## 第3 我が国の国際仲裁手続における代理等の現状

### 1 国際仲裁の現状

我が国は、グローバル化の進んでいる世界経済の中心的国家の一つであるか

ら、我が国が関連する国際的な民事紛争の数も多く、したがって、我が国を仲裁地とする国際仲裁によって紛争を解決しようとする要望は、内外を問わず多いものと考えられる。しかし、我が国を仲裁地とする国際仲裁の件数は、極めて少ないのが現状であって、紛争当事者のニーズや国際社会の要望に十分に答え得ていないものと言わざるを得ない。

我が国における国際仲裁が不振である理由としては、①国際仲裁制度（法制、人的物的要素を含む。）の整備が十分でないこと、②使用言語、経費等の社会的要因、③我が国の地理的要因が指摘され、本研究会の研究目的である代理資格の在り方についての規制も、①の要因の一つとして指摘されている。

## 2 国際仲裁手続の代理の現状

我が国の国際仲裁手続について、当事者を代理する外国弁護士は、外国法事務弁護士とそれ以外の外国弁護士に分けられる。

まず、外国法事務弁護士は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」という。）3条ないし5条によって認められた範囲内、すなわち原資格国法ないし指定法を準拠法とする仲裁手続についての代理ができる（平成2年3月16日付け日弁連理事会決定）。

しかし、個別の仲裁代理について見てみると、準拠法が不明確である場合があることなどから、外国法事務弁護士の職務範囲に含まれるか否かの判断は容易ではない。

次に、外国法事務弁護士以外の外国弁護士が、国際仲裁手続の代理を行うことができるか否かは、弁護士法72条の適用の有無によって決せられることとなっている。この点につき、活動の本拠地を外国に有し、個々の事件ごとに我が国を訪問して法律事務を取り扱う、いわゆるトリップ・ビジネスの範囲にある限りは、同条に定める「業として」の法律事務には該当せず、外国弁護士も法律事務をなし得るとの解釈も示されている（デポジションに関する平成3年8月22日付け及び平成4年7月29日付け日弁連事務総長回答）。

しかし、個別の仲裁代理について見てみると、トリップ・ビジネスとして許容される範囲に含まれるか否かの判断は、トリップ・ビジネスを許容する旨の明文がないことなどから、やはり、その判断は容易ではない。

これらの結果、外国法事務弁護士やそれ以外の外国弁護士が、代理人として、

仲裁手続に関与した場合は、後日、民事訴訟法801条1項第三の「当事者が仲裁手続に於いて法律の規定に従い代理せられざりしとき」に該当するとして、仲裁判断の取消しを求められるという懸念が依頼者に残ることとなり、また、代理人となった外国弁護士（外国法事務弁護士及びそれ以外の外国弁護士。以下、単に「外国弁護士」というときは、この意とする。）も、弁護士法違反又は外弁法違反の責めを負う可能性も生じることになる。

そのため、紛争当事者は、我が国における国際仲裁においては、外国弁護士に対し、代理人となることを依頼することが困難になっているものと考えられる。

#### 第4 国際仲裁手続の代理資格の在り方に関する検討結果（提言）

##### 1 本研究会の基本的立場

本研究会は、内外の国際民事紛争当事者のニーズや国際社会の要望にこたえるためには、司法制度への影響に配慮しつつ、我が国における国際仲裁を活性化させ、充実させることが肝要であり、国際仲裁制度の整備の一環として、国際仲裁手続における代理資格の在り方の問題を検討することが必要であると考える。

その結果、国際仲裁においては、各国の弁護士が、その国籍や弁護士資格取得国を問わず、仲裁地である国を訪れ、仲裁代理人として関与し紛争解決に当たっているという国際的な動向に沿って、我が国においても、外国弁護士が当事者を代理することができることを明定すべきであるとの結論に達した。

##### 2 国際仲裁の範囲

現行仲裁法上、国際仲裁と国内仲裁とを区別する規定はない。そこで、民事紛争についての国際的要素を抽出し、国際仲裁の範囲を確定する必要があるが、国際仲裁の範囲を確定することは、弁護士法72条違反あるいは外弁法3条ないし5条違反に基づく刑事罰ないし懲戒の適用を除外する範囲を設けることでもあるから、外縁が曖昧なものとならないようにする必要がある。ところで、諸外国の仲裁手続法あるいはUNCITRALのモデル法は、国際仲裁について、必ずしも明確とは言い難い種々の定義を複合的に採用している。同法等の用いる定義は、民事紛争の国際的要素を抽出するものとしては参考になるが、他方で、その外縁は曖昧である。

したがって、UNCITRALのモデル法等の定義をも参考にしつつ、例えば、当事者の住所、営業所等のような、でき得る限り客観的かつ明確な要素によって、国際仲裁の範囲を確定しなければならない。

同様に、例えば、仲裁の実体的準拠法のいかんによって国際仲裁を確定することは、準拠法が明確でない場合や後に準拠法が変更される場合があることなどに照らし、相当でない。

なお、外国弁護士問題研究会は、「国際商事仲裁における代理の問題については、一層の自由化に向けて制度を改正する方向で、今後、速やかに関係各機関との連携の下に鋭意検討を進めていくこと」を提言し、対象を「国際商事仲裁」と表現している。これは、UNCITRALのモデル法を始めとして、諸外国において、国際的な取引等に関する紛争の仲裁について、国際商事仲裁という用語を用いる例が少なくないことにかんがみ、便宜、この表現を用いたものである。

しかしながら、こうした法制においては、「商事」という用語を用いながらも、その対象とするのは、必ずしも、我が国の法制上における「商事」の事案にとどまるものではない。したがって、外国弁護士問題研究会の提言も、その対象を、我が国法制上の「商事」の事案に限定する趣旨のものではないし、実質的にも、外国弁護士が当事者の代理をすることができる国際仲裁の範囲を定める上では、国際的な動向に沿い、我が国法制上の「商事」の仲裁にはとどまらないものとするのが相当である。

### 3 代理人となり得る外国弁護士

#### (1) 範囲

国際的な動向に沿い、我が国においても、外国弁護士が国際仲裁手続において当事者を代理することを認めるべきである。

すなわち、国際仲裁手続においては、外国において活動している外国弁護士及び我が国において活動している外国法事務弁護士が、当事者を代理することができる旨を法律上明定すべきである。

もとより、本研究会が提言するのは、国際仲裁手続において、外国弁護士に当事者を代理することを認めるべきであるということにとどまり、外国弁護士受入制度の一環として、外国法事務弁護士のほかに、我が国を活動の本

拠として国際仲裁代理のみを行う特殊な外国弁護士を設けるというものではない。国際仲裁代理問題は、一国の外国弁護士受入制度とは別個の問題であって、前記の国際仲裁の特質及び国際的趨勢にかんがみ、各国の弁護士が、国籍や弁護士資格取得国を問わず、仲裁地である我が国を必要に応じて訪れ、当事者を代理し得ることが望ましいというのが本提言の趣旨である。また、いうまでもなく、外国弁護士に我が国において国際仲裁代理以外の法律事務一般を業として取り扱うことを容認しようとするものではない。上記のような外国弁護士に国際仲裁代理を認める趣旨を逸脱して、非弁活動が行われることがないよう配慮をする必要がある。

また、外国法事務弁護士については、これら外国弁護士との均衡等にかんがみ、国際仲裁手続においては、原資格国法ないし指定法による制限なく、当事者の代理をすることが認められるべきである。

なお、諸外国の国際仲裁手続において、当事者の代理人が、紛争解決のために行う活動は、仲裁廷における代理行為だけに限られているわけではなく、これに伴い、和解等の付随的活動も行われており、實際上、そうした活動の必要性も大きい。そこで、我が国の国際仲裁手続において、外国弁護士が当事者を代理する場合、個々の仲裁手続に付随して行われる和解等の活動についても、これを行うことを認めるべきことは当然である。

## (2) 外国弁護士の認定等

外国弁護士の認定を、仲裁手続外において公的機関等により行う制度を設けると、国際仲裁によって迅速に紛争を解決しようとする当事者のニーズにも十分に応え得なくなってしまうおそれがあり、また、このような制度を設けていない国際的趨勢にも反することとなる。代理人となった者の資格の問題は、他の手続上の争点と同様に、当事者の申立てや異議を前提として、当該仲裁手続の中で解決されるべき問題である。

## 4 代理に付随する問題点

外国法事務弁護士は、現在、原資格国法に関する法律事務であっても国内に所在する不動産に関する法律事件等については、弁護士との共同代理ないし弁護士の書面による助言を条件として、初めて当該法律事務を取り扱うことができることとされている。これと同様に、準拠法を日本法とする国際仲裁につい

ては、外国弁護士は、弁護士との共同代理の方式によらなければ代理をすることができないこととすべきであるとの考え方もある。

しかしながら、諸外国の動向をみると、シンガポールにおいては、共同代理が要件とされているが、その他の主要諸国は、共同代理といった代理方式の制限を課すことなく、自由な代理活動を認めている。

ところで、国際仲裁においては、必ずしも実体準拠法が明確であるとは言えず、実体準拠法いかんによって代理形式に制約を課すとすると実務的な困難が生じるおそれが高い。また、我が国が法律上、共同代理を義務付けることは、日本における国際仲裁の活性化を阻害する要因ともなりかねない。

他方、現実には、国際仲裁において日本法が問題となった場合には、当事者は、日本法の専門家である弁護士の援助を求めようとするであろうし、代理人である外国弁護士も、自己の能力外のことを引き受け又は助言してはならないとする世界各国共通の弁護士倫理に従って、弁護士の助言を得るものと考えられる。

したがって、実体準拠法が日本法である場合には、弁護士の協力が望ましく、また外国弁護士が、上記の世界各国共通の弁護士倫理に違背することのないよう、所属外国弁護士会等を通じての監督等が行われるための配慮がされるべきではあるが、国際的な動向等にかんがみると、法律上の規制として、弁護士との共同代理を要件とすることは、相当でない。

## 5 国際仲裁制度の整備

我が国における国際仲裁を活性化し、充実させて、より高次の段階に発展させるためには、本研究会の研究目的である外国弁護士への代理資格の自由化のみでは十分と言えないことは、つとに、指摘されてきたところであり、また本研究会委員の共通の認識でもある。特に、本研究会が、調査団を派遣した香港、シンガポール等の国際仲裁に関する法整備を含めた総合的な対処を見ると、この感を強くするものである。内外のニーズに適正に対処し、我が国において、国際的民事紛争が円滑に解決され、ひいては、ADR（訴訟に代わる代替的紛争解決方法）が多用される世界的な傾向の中で、我が国がかかる紛争解決の中心地の一つとなることを実現するためには、UNCITRALのモデル法や国際的動向に配慮しつつ、国際仲裁法制の整備、国際仲裁に関する紛争解決機関

を一層充実させるための施策等を含め、我が国における国際仲裁の活性化、充実強化の実現に向けた国際仲裁制度の整備に関する検討が、関係機関、団体等によってされるべきである。

## 第5 結語

以上のとおり、我が国の国際仲裁を活性化し、充実させるために、国際仲裁手続においては、外国弁護士が当事者を代理することができること及び外国法事務弁護士についても原資格国法又は指定法による制限なく当事者を代理することができることを法律上明定すべきであり、また、これら外国弁護士等が当事者の代理をすることができる国際仲裁の範囲については、紛争当事者の住所、営業所等のようなできる限り客観的に明確な要素によって定めることを基本とすべきである。

法務省及び日弁連が、本提言の趣旨に沿って、速やかに所要の措置を講ずることを要望する。

なお、我が国における国際仲裁を活性化し、充実させて、より高次の段階に発展させるためには、国際仲裁法制の整備、国際仲裁に関する紛争解決機関を一層充実させるための施策等を含め、国際仲裁制度の整備に関する検討が、関係機関、団体等によってされることを望むものである。

国際仲裁代理研究会

香港、シンガポール、オーストラリア

視察調査報告書



## 目 次

はじめに .....	19
第1 香港 .....	20
1 香港の仲裁法 .....	20
2 香港国際仲裁センター .....	20
3 香港仲裁制度の概要 .....	22
4 仲裁代理資格 .....	24
5 仲裁令の改正 .....	25
6 外国弁護士 of 仲裁代理手続での代理 .....	26
7 香港に学ぶもの .....	28
第2 シンガポール .....	30
1 シンガポールの仲裁法 .....	30
2 シンガポール国際仲裁センター .....	31
3 シンガポールの外国弁護士受入れ制度 .....	32
4 仲裁代理資格 .....	34
5 シンガポールに学ぶもの .....	38
第3 オーストラリア .....	39
1 オーストラリアの仲裁法 .....	39
2 国際仲裁センター .....	41
3 外国弁護士受入れ制度 .....	42
4 仲裁代理 .....	43
5 オーストラリアに学ぶもの .....	45
視察日程・訪問先一覧 .....	47

はじめに

本調査の目的は、各国の国際仲裁に関する法律及び弁護士法において国際仲裁手続で当事者を代理する外国弁護士の地位がいかなるものかを調査することである。

今回、当研究会が派遣した調査団（委員・幹事ら7名）の訪問国である、香港、シンガポール及びオーストラリアは、いずれも近時、国際仲裁法を策定あるいは改正し、国際仲裁の自国誘致に積極的である。また、地理的に日本と比較的近い関係にあり、相互に影響を与え合う関係にもある。

今回の調査で明確となった点は、外国弁護士が国際仲裁において当事者を代理することは、国内の関係法において問題とされていないということであり、反面、国際仲裁を除く法律事務に関しては、外国弁護士による受入国法の取扱い禁止の法制がおかれているという点である。

以下、訪問各国の法制度についてその調査の結果を報告する。

## 第1 香港

### 1 香港の仲裁法

香港の仲裁法は、英国の仲裁法の影響を受け発展してきた。香港で最初に制定された仲裁法（仲裁令）は、1963年の仲裁令（1963, Arbitration Ordinance）である。その内容は、英国仲裁法（English Arbitration Act of 1950）をそのまま踏襲したものである。

英国仲裁法は1975年の改正（外国仲裁判断の承認・執行）と1979年の改正（裁判所への上訴制限）の二度にわたる重要な改正がなされた。この改正に呼応して、香港の仲裁法も、1982年に改正が行われた。しかし、1989年になり、香港の仲裁法には独自色が表れ、画期的な発展を遂げた。

1989年の改正は、仲裁を国内仲裁と国際仲裁に区別し、国際仲裁には国際連合国際商取引法委員会（United Nations Commission on International Trade Law 以下、「UNCITRAL」という。）のモデル・ローを採用した重要な改正であった。

1989年改正法は、以下のパートを持ち、国内・国際の仲裁に関する包括的な法律となっている。

Part I - Citation and Interpretation（引用と解釈）

Part I A - General（総則）

Part II - Domestic Arbitration（国内仲裁）

Part II A - International Arbitration（国際仲裁）

Part III - Enforcement of Certain Foreign Awards（外国の仲裁判断の執行）

Part IV - Enforcement of Convention Awards（条約の適用される仲裁判断の執行）

### 2 香港国際仲裁センター

香港における中心的な仲裁機関である香港国際仲裁センター（THE HONG KONG INTERNATIONAL ARBITRATION CENTRE 以下、「HKIAC」という。）は、アジアの紛争解決の中心となることを目指して、1985年に設立された。香港

政庁及び実業界から多額の資金が拠出されているが、HK I A Cは独立の非営利法人である。

なお、香港には国際仲裁に関して、HK I A C以外に Chartered Institute of Arbitratorsがある。これは1915年英国のロンドンに設立された団体で、仲裁の振興、仲裁人の選任業務、仲裁専門家の養成等を目的としており、香港支部は1972年に設立された。

### (1) HK I A Cの国際仲裁招請の努力

HK I A Cは世界各国の国籍の、仲裁人としての経験豊かな者を候補者としてリストアップするとともに、仲裁人の選任、審問等、仲裁手続のための諸設備の貸与、通訳・翻訳等の便宜の提供などのサービスを提供している。

また、HK I A Cは、国際商業会議所 (ICC)、米国仲裁協会 (AAA)、ロンドン国際仲裁裁判所 (LCIA)、日本の(社)国際商事仲裁協会 (JCAA) 等と業務協力協定を締結し、いかなる協力要請にも対応できるようにしている。

### (2) HK I A Cの仲裁規則

HK I A Cは国際仲裁事件については、UNCITRAL仲裁規則をそのまま採用し規定する (Procedures for Arbitration) とともに、国内仲裁事件については、国内仲裁ルール (Domestic Arbitration Rule 1993) を制定し、1993年4月1日から施行している。

その他に特別仲裁規則として、略式仲裁規則 (Short Form Arbitration Rules 1992) 証券仲裁規則 (Securities Arbitration Rules 1993) 等がある。

### (3) HK I A Cの最近5年間の仲裁実績

事件の種類	年	1989	1990	1991	1992	1993	合計
建設		6	10	19	31	50	146
物品売買		5	5	16	33	23	98
海事		14	8	8	74	42	149
合併		-	3	2	4	1	15
その他/不明		20	28	49	43	23	203
合計		45	54	94	185	139	613

(その他／不明が多いのは、統計上の受理事件の中には、HKIACに対し、単に審問室、速記タイプ室の使用、通訳、翻訳サービスの提供をした場合も含まれているためである。)

### 1993年の当事者による分類

仲裁事件数 合計 139件

当事者数 合計 283名／社

		当事者数	
アジア関係	計	133	47.0 %
香港		95	33.6
台湾		11	3.9
中国		11	3.9
フィリピン		3	1.1
タイ		4	1.4
日本		2	0.7
インドネシア		2	0.7
マレーシア		2	0.7
パプア・ニューギニア		1	0.4
その他		2	0.7
北アメリカ	計	29	10.2
アメリカ		27	9.5
その他		2	0.7
ヨーロッパ	計	10	3.5
その他の地域	計	2	0.7
国際資本連合 (International Consortia)	計	32	11.3
国籍不明	計	77	27.2

### 3 香港仲裁制度の概要

#### (1) 国内仲裁と国際仲裁

「国内仲裁」とは国際仲裁以外の仲裁をいい、本来は国際仲裁と解される場合でも、当事者が国内仲裁手続によることを合意することもできる。

「国際仲裁」とは、UNCITRALモデル法第1条第3、第4項によると、以下のように定義されており、香港仲裁法はこれを採用している。

「3 仲裁は、次の場合に国際的とする。

- a 仲裁契約の当事者が仲裁契約の当時互いに異なる国に営業所を有する場合、又は
- b 次に掲げる地の一が、当事者が営業所を有する国の外にある場合
  - (1) 仲裁契約において又は仲裁契約により定められた仲裁地
  - (2) 商取引における義務の実質的な部分を履行すべき地若しくは紛争の主たる事項と最も密接に関連を有する地、又は
- c 当事者の合意で、仲裁契約の対象となる事項が二国以上に關係することを明示した場合

4 第3項の適用上、

- a 当事者が二以上の営業所を有するときは、仲裁契約と最も密接な関連を有する営業所をその営業所とする。
- b 当事者が営業所を有しないときは、常居所による。」

(2) 仲裁条項

HKIACは種々のモデル仲裁条項を定めている（“Hong Kong Dispute Solutions - Hong Kong International Arbitration Centre” 参照）。

(3) 仲裁人

仲裁人の数は当事者の合意で定めうるが、定めのない場合には3名とされている。選定に際してはHKIACの援助が受けられる。香港に居住していない仲裁人を選定することも可能である。しかし、香港においては第三仲裁人につき第三国籍の仲裁人の選定を求めうる制度は存しない。HKIACは多数の内外の有能かつ経験のある仲裁人候補者のリストを用意しており、当事者間で選定困難な場合にはHKIACで選定している。

(4) 裁判所の関与

国際仲裁の場合には、法文化的中立性ないし国際的中立性を特質とするこ

とから、裁判所の関与しうる場合が国内仲裁の場合と比較して少なくされている。例えば、申立人が誠実に請求を迫行しないときに請求を棄却すること（仲裁令第29条A）、予め法律上の問題点を決定すること（同第23条A）、仲裁人の権限を取り消すこと（同第3条）、仲裁手続開始期間を延長すること（同第29条）等は、国内仲裁の場合は、裁判所の介入権限とされているが、国際仲裁の場合には裁判所は介入できない。

#### (5) 外国仲裁判断の承認・執行

1989年の仲裁令はUNCITRALモデル法第8章（外国仲裁判断の承認・執行の規定）以外をそのまま採用している。

外国仲裁判断の承認・執行に関する国際条約であるニューヨーク条約（New York Convention of 1958）については、英国がその加盟国（相互の保証の留保あり）であり、現在英国の属領である香港には同条約が適用される。

1997年の中国への返還後についても、中国が同条約加盟国（相互の保証の留保あり）であるので引き続き同条約が適用される。

#### (6) 1997年の中国への返還に関連する問題

1984年の英中共同声明により、香港全体の主権が1997年7月1日以降、英国から中国に返還される。但し、その後50年間は現在の資本主義体制が維持され、中国の「一国両制度」が実施される予定であるといわれている。具体的に司法制度や仲裁制度がどのようになるかは、現時点で不明確である。とくに、①仲裁制度と裁判所の関係（現在の香港の司法制度の下での最終審は英国のJudicial Committee of Privy Council）、②仲裁人候補者たる判事の任命権、などが大きな問題点となっている。

このような事情から、香港の国際仲裁の将来については不安定な要素がある。

### 4 仲裁代理資格

#### (1) 伝統的な解釈

仲裁は私的自治による紛争解決方法であるので、当事者の意思が尊重されるべきであり、かかる手続における代理人も当事者が自由に選択でき、特別

の資格は必要でないとは解されていた。

香港には日本の弁護士法に相当する法律として弁護士法（仲裁令 Legal Practitioners Ordinance, CAP 159）がある。最初は1964年に制定され、その後度々改正され、最近では1994年7月7日に外国弁護士等に関する改正がなされた。旧法には、要旨以下のような内容の明文の規定があった。

第44条（Penalty for unlawfully practising as a barrister or notary public）バリスターまたは公証人の資格なしに、資格があるがごとく活動することの禁止

第45条（Unqualified person not to act as solicitor）

ソリシターの資格なしに、資格があるがごとく活動することの禁止

第47条（Unqualified person not to prepare certain instruments, etc.）

資格無くして一定の法的書類を作成することの禁止

第50条（No costs of Unqualified person）

資格無くして行った活動の費用は、訴訟などいかなる方法においても回収不可

従って、これら無資格者の法律事務の取扱いを禁止する規定と私人が仲裁に関与する場合の取扱いの関係について不明確な点があった。

## 5 仲裁令の改正

以上のような事情の下で、1989年仲裁令第2条Fとして、新たに規定を置く改正が行われた。

「疑いをさけるため（For the avoidance of doubt）、以下の行為には弁護士令第44条、第45条及び第47条の諸規定が適用されない。

- a 仲裁手続
- b 仲裁手続に関する助言を与えること。
- c 仲裁手続に関連してなされる他の事項。但し、仲裁契約から生じる、又は仲裁手続中に生じる、若しくは仲裁手続の結果生ずる法廷手続に関連してなされる場合は除く。」

更に同仲裁令第2条Gにより、弁護士令第50条の規定（費用回収の否定）



も仲裁裁定により定められた費用の回復には適用されないこととした。

## 6. 外国弁護士の仲裁代理手続での代理

### (1) 香港の外国弁護士制度

1994年までの香港においては、外国弁護士を規制する特別な法律は存在せず、英国の場合と同様、入国管理により非公式な方法で規制されていた。すなわち、外国弁護士が香港においてリーガル・コンサルタントとして自国法に関する業務を行うためにビザを申請するには、弁護士会に誓約書(undertaking)を提出し、それにより香港法に関する業務を行わないことを誓約しなければならない。外国のローファームが香港において事務所を開設しようとする場合も同旨の誓約書を弁護士会に提出しなければならなかった。しかも、ローファームの場合には、本国において十分に確立した地位と高い評価を受けている事務所であることが条件とされていた。

英連邦構成国家の国民でない外国弁護士及び外国のローファームは香港ソリシターと報酬を分配することはできず、かつ、香港ソリシターを雇用したり、彼等と共同経営を営むことはもちろん、香港ソリシター又は香港ローファームと事務所を共同使用することも禁じられていた。

香港には1970年代の初め頃から外国のローファームが進出していたが、香港は英国の植民地であり、英国の弁護士は、申請をなせば自動的に資格が付与されるため、他の外国弁護士と比較して非常に有利な立場にあった。また、外国弁護士ないし外国のローファームが香港ソリシターを雇用したり、又は彼らと共同経営を営むことは許されていないのに、英国のローファームはそれが可能であり、特に、英国のローファームと競争している米国のローファームにとっては業務形態及び職務の範囲の制約が大きなハンディとなっていたため、かかる差別を不満とする米国のいくつかのローファームは、1988年1月、香港政府に対し、①香港ソリシターを雇用し、あるいは、彼らと共同経営を営むことが許容されること、②相互主義の要件が満たされる場合には、外国弁護士が香港において無試験で弁護士として活動することが認められるよう法改正をすることを要請をした。

## (2) 外国弁護士制度の改正

かかる要請に対し、香港政府と弁護士会は数年にわたり慎重に検討を続けた結果、1994年7月7日の弁護士令の改正により外国弁護士制度が大幅に改正された。具体的には、Part III A を新設して、外国弁護士の登録（第39条A）、外国ローファームの登録（第39条B）、アソシエーションの登録（第39条C）及び無登録外国弁護士等による法律事務の取扱の原則的禁止（第50条B）の諸規定を設け、これに対応して第2条1項の定義規定も改正した。

## (3) 改正法の骨子

改正法の骨子は以下のとおりである。

### ①登録外国弁護士（第39条A）

すべての外国弁護士は弁護士会に登録しなければならず、香港ソリシターと称してはならない。

### ②登録外国ローファーム（第39条B）

すべての外国ローファームは弁護士会に登録しなければならず、登録すれば香港法以外のすべての法律を取り扱い得る。

### ③アソシエーションの登録（第39条C）

香港の法律事務所と外国ローファームが事務所の独立性を保ちつつ国際的事案を共同処理し得る制度

- a 報酬の分配ができる。
- b 施設を共同使用できる。
- c 事務・サービスを共通にし得る。
- d 香港法は香港法律事務所のみが取り扱い得る。
- e 双方の事務所を明示する。

### ④雇用・共同経営（第39条D）

外国ローファームが香港ソリシター、バリスターを雇用したり、これらと、共同経営することは許されない。香港法律事務所が外国弁護士を雇用することは認められる。

### ⑤無登録外国弁護士等による法律事務取扱いの原則的禁止（第50条

B)

外国弁護士は、登録しなければ、後述のとおり、短期のサービス提供は別として、一切の法律事務の取扱いが禁止される。

#### 7 仲裁令・弁護士令改正後の問題点

以上の諸改正の結果、現在では、法制度上、香港においては、香港の弁護士のみならず、外国弁護士はもちろん一般の私人でも仲裁代理が許容されると解されている。

しかしながら、弁護士令改正までは外国弁護士は香港において自国法、国際法に関する法廷外活動は自由であったが、今回の改正で、短期間のサービス提供（12か月間に連続3か月又は通算90日以下）の場合を除き、外国弁護士は弁護士会に登録しなければ、一切の活動が禁止され（第50条B1, 2項）、無登録外国弁護士の活動に対しては、50万ドルの罰金が課せられることとなった（第50条B6項）。おそらく、仲裁令第2条Fに定められた弁護士令第44条、第45条及び第47条の不適用と同様、第50条Bも適用除外されると解されるのであろうが、現時点において仲裁令第2条Fはそのように改正されていない。また、誰でも仲裁代理ができるとしても、仲裁申立後の和解交渉、専門外の法律的意見の表明等、行い得る行為の限界、事務所を開設して業とする場合の手続、外国弁護士資格の表示、入国管理規制（特に外国弁護士の場合）等については不明な点が残っている。

なお、仲裁代理が私人にも許容される理論的な根拠が「法律行為」でないからか、「当事者の合意」があるからか、「伝統的な実務」がそうだからか、誰でもできるとしていないと遅れた仲裁制度として「諸外国の批判」を浴び、仲裁事件を自国に誘致し、「仲裁センターとしての役割」を果たせないからか、については関係者から明確な回答は得られなかった。

#### 8 香港に学ぶもの

国際仲裁代理の問題は、国際仲裁を活性化させ、充実させるという観点から見て、その国の仲裁制度全体（例えば、国内仲裁と国際仲裁の区別、裁判所の関与の程度等仲裁法の整備、仲裁機関に対する政府の財政的援助等人的・物的

施設の充実、実業界、国民全体へのADRの啓蒙等)と密接な関係を有しており、これらの諸制度の整備・充実と不可分のものであると考えるに至った。

特に、香港は、アジアにおいて、シンガポールという、国際仲裁の競争者が現れたことにより、UNCITRALのモデル法の採用という思い切った制度改正を行った。UNCITRALの採用という宣伝効果は非常に大きく、香港の法律を知らなくても仲裁ができるという印象を外国企業に与えているとの言葉がHKIACの役員からあった。

## 第2 シンガポール

### 1 シンガポールの仲裁法

シンガポールは、かつては英国の植民地であり、1953年に英国の自治領となり、1963年にはマレーシア領の一部として英国から独立し、さらに、1965年マレーシアから独立し、英連邦内の独立国となった。

1953年の仲裁法は、1950年の英国仲裁法を継受している。1960年には、ニューヨーク条約に即した改正がなされ、また、1980年には、英国の1979年法に即した改正が行われた。

ところで、シンガポール政府は、シンガポールを国際仲裁のセンターとするとの方針の下に、1991年、シンガポール国際仲裁センター (Singapore International Arbitration Centre 以下、「SIAC」という。) を設立した。SIACは、政府の機関である商務部 (Trade Development Board) 及び産業部 (Economic Development Board) の支援を受けている唯一の国際仲裁センターである。

また、政府は、法律改革委員会 (Law Reform Committee) の提言を受け入れ、1994年、UNCITRALモデル法を採用した国際仲裁法案 (International Arbitration Bill) を作成し、これが1994年7月議会を通過し、1995年1月27日、同法が施行された。これは、シンガポールの仲裁制度における画期的な出来事であった。

#### 1994年法 (International Arbitration Act) の構成

1994年国際仲裁法は、三つのパートに分かれている (パート1は法律のタイトルと施行日、パート2が国際仲裁、パート3が外国の仲裁、パート4が一般となっている)。

中心となるパート2は、以下のように構成されている。

#### Part II International Commercial Arbitration

- 2 Interpretation of Part II
- 3 Model Law to have force of law
- 4 Interpretation of Model Law by use of extrinsic material
- 5 Application of Part II

- 6 Enforcement of international arbitration agreement
- 7 Court's powers on stay of Admiralty proceedings
- 8 Authorities specified for purposes of Article 6 of Model Law
- 9 Number of arbitrators for purposes of Article 10(2) of Model Law
- 10 Appeal under Article 16(3) of Model Law
- 11 Public policy and arbitrability
- 12 Powers of arbitral tribunal
- 13 Witness may be summoned by subpoena
- 14 Power to compel attendance of witness
- 15 Settlement or resolution of dispute otherwise than in accordance with Model Law
- 16 Appointment of conciliator
- 17 Power of arbitrator to act as conciliator
- 18 Award by consent
- 19 Enforcement of awards
- 20 Interest on awards
- 21 Taxation of costs
- 22 Proceedings to be heard otherwise than in open court
- 23 Restriction on reporting of proceedings heard otherwise than in open court
- 24 Court may set aside award
- 25 Liability of arbitrator
- 26 Transitional provisions

## 2 シンガポール国際仲裁センター (S I A C)

1991年に、政府の補助を受けて設立されたS I A Cは、シンガポールを次のように特徴付け、国際仲裁誘致の積極的な広報活動を行っている。

- ① アジア第2位の生活水準であり、サービスに対して高い評価を受けている経済国家である。特に金融、船舶輸送、航空機輸送、テレコミュニケーション、貿易、観光面で成長中であること。
- ② 計画的かつ充実したインフラストラクチャーの整備が行われてきたこと。チャンギ空港は109の都市と1週1950便で結ばれており、世界のmeeting point であること。低価格及び世界的ネットを持つIDD回線、ISDN回線を提供していること。

- ③ 政府が安定していること。UNCITRALのモデル法を採用した国際仲裁法を有していること

SIACの提供するサービスは次のとおりである。

- ① 仲裁機関としての仲裁の実施

SIACの仲裁規則が制定されている（UNCITRALのモデル規則を採用している）。

- ② 仲裁人リストの提供。仲裁人の報酬・費用についての助言

- ③ シンガポールでの仲裁に関する無料の情報提供及び助言、国際的なセンターに関する情報提供

- ④ ヒアリングのための会議室等施設の廉価な提供。

SIACのパンフレットには、施設の充実の強調とともに、施設使用料、仲裁人・シンガポール弁護士報酬についても数字を挙げて、世界のいかなる国に比較しても低廉であることを述べ、シンガポールで仲裁を行うことがいかに効率的で、コスト・ダウンできるかをアピールしている。

同センターの設立から今までの国際商事仲裁の取扱件数は、以下のとおりである。

1991年（但し 7月以後）	2 件
1992年	13件
1993年	21件
1994年	42件
1995年（但し 9月末まで）	46件

しかし、取り扱い件数はこのような伸びを示しているのであるが、SIAC事務局長の印象では、後記法律職法の改正にもかかわらず予想外に同センターでの国際仲裁件数は増えていないということであった。

### 3 シンガポールの外国弁護士受入れ制度

いかなる者も、アドボケイトまたはソリシターの名簿に登録がないのにアド

ボケイトまたはソリシターとしてプラクティスしてはならない（法律職法 (Legal Profession Act) 第 3 2 条）

裁判所の手続（\*）、財産に関する文書等一定の書類の作成、不法行為・相続財産に関する交渉などを、他人のために行うことは、原則として弁護士（アドボケイト；ソリシター）以外にはできない（同法第 3 3 条）。また司法長官やその代理の者や仲裁人等一定の者については第 3 3 条の禁止規定は適用されない（同法第 3 4 条）。また、上述の禁止規定に反する活動に対する報酬・費用については、その回収は、法的に保護されない（同法第 3 5 条）。この禁止規定に違反しないかぎり、弁護士でなくても、法律サービスを行うことができる。

\*この手続きは、後述のターナー判決で問題となるところであり、次に原文を引用しておくこととする。

「3 2 (1)

Subject to this Part, no person shall practice as an advocate and solicitor or do any act as an advocate or a solicitor unless his name is on the roll and he has in force a practicing certificate and a person who is not so qualified is referred to in this Act as unauthorised person. 」

「3 3 (1) Any unauthorised person who-

(a) acts as an advocate or a solicitor or agent for any party to proceedings or as such advocate, solicitor or agent sues out any writ, summons or process, or commences, carries on, solicits or defends any action, suit or other proceeding in the name of any other person or in his own name in any of the courts in Singapore or draws or prepares any document or instrument relating to any proceeding in the courts in Singapore; or..... shall be guilty of an offence.....」

現在シンガポールには 2 8 の外国弁護士の事務所が存在する（シンガポール



弁護士会での説明)。

外国弁護士は、行政規制である、出入国管理上の規制に服させられている。  
具体的な規制内容は次のとおりである。

- a シンガポールで開業する外国弁護士事務所は、法務長官より許可を得る必要がある
- b 上記許可の申請書には、法律事務所の概要、業務を行なう法律分野、依頼者に関する情報、隣国の会社等も依頼者とするかどうか、その他当該事務所をシンガポールで開設することによりシンガポール経済の受ける利益等について説明する必要がある。

さらに、外国法律事務所は、入国管理局より労働許可書を得たうえで、事業登録法によりシンガポールで登録する必要がある。

- c 外国弁護士は、シンガポール法に関する業務を行なうことはできない。この規制を実効あるものとするために、外国弁護士事務所に雇われるシンガポール弁護士は、シンガポール法に関する業務はできない。

同様の趣旨で外国弁護士はシンガポールの弁護士と提携することは自由であるが、その場合には提携したシンガポールの弁護士はシンガポール法に関する業務を行なうことはできない (offshore practice への限定)。

#### 4 仲裁代理資格

##### (1) ターナー判決

外国弁護士がシンガポールにおいて、仲裁手続の当事者代理ができるかが問題となったケースとして、世界的に関心を集めた判決がターナー判決である。この判決に対する評価は、様々であるが、シンガポール政府をして、法改正に向かわしめる契機となった。

以下にターナー判決の経過、内容について述べる。

① 1987年提訴、1988年3月30日判決

② 事実関係

申立人：ターナー東アジア社（アメリカの建設会社を親会社とするシンガポール法人）

相手方：ビルダー・フェデラル香港社（香港法人）

ジョセフ・ガートナー社（当時の西ドイツ法人）

- a 申立人は、「ゲイトウェー・プロジェクト」というシンガポールにおける建設プランの元請負業者であり、相手方は申立人の下請業者であった。

申立人による債務不履行により両者間に争いがおきたが、この争いは仲裁に持ち込まれ一人のイギリス人の仲裁人が裁判所により任命された。

ところが相手方がアメリカの法律事務所（デベボアーズ・アンド・プリムトン法律事務所）の弁護士を代理人として依頼したために、申立人はこのアメリカの弁護士が仲裁手続に関与しないことを求める仮差止命令を得て（1987年8月18日）、さらにこの仮差止命令を永久的なものとするためにシンガポール高等裁判所に本件を提訴した。申立人の主張の根拠は、アメリカの弁護士が相手方を代理するのは、法律職法第29条及び第30条（現在の同法第32条及び第33条）に違反するというものである。

なお下請契約において準拠法はシンガポール法とされており、仲裁はシンガポールの仲裁法に従ってシンガポール法に定める手続により行うことが合意されていた。

- b 相手方の主張は次のとおりである。

- (i) 法律職法第30条第1項a（現在の同法第33条第1項a）で最初に出てくる「手続」という言葉は、裁判所における手続を意味するのであり、仲裁手続を含まない。

また、法律職法の目的は公共の利益の保護であり、自分の自由意思で仲裁を選択する個人がどのような代理人を選任しようと自由なはずである。

- (ii) アメリカの弁護士は、シンガポールにおいて反復継続して職務を行なっているわけではなく、ただ一つの仲裁手続においてのみ当事者を代理しているだけであるからシンガポールにおいて弁護士として職務を行なっているとは言えない。

c. シンガポール高等裁判所の判断

(i) 法律職法第30条第1項の「手続」は、裁判所におけるものに限られない。

仲裁手続においては法、権利、義務などの解釈が問題となるのであるから、当事者は資格ある者のうちから代理人を選任するよう義務付されており、この意味で当事者が代理人を自由に選任できるという権能は制限されている。

(ii) アメリカの弁護士は、慣例上弁護士の業務とされている事項を弁護士の職務として行なっているのであるからシンガポールにおいて弁護士として職務を行なっているといえる。

(iii) アメリカの弁護士による仲裁手続における代理行為は、法律職法第29条第1項及び／ないしは同法第30条第1項に違反する。

なお、マレーシアにおいて、同じようなケースとして、裁判例があるのでここでその内容を紹介することとする（マレーシア高等裁判所（1989年6月19日）及び同国最高裁判所（1990年1月2日）の判決）。

判決は、仲裁手続にはマレーシア弁護士の資格を有しない外国弁護士も当事者の代理人として手続に関与しうると判決した。

しかしながら、この判決のケースでは既にマレーシアの弁護士が一方当事者の仲裁手続における代理人として受任しており、さらにアメリカの弁護士が追加的にこの当事者の代理人として受任しようとしたところ提訴がなされたものであり、ターナー判決とは事実関係が異なる。

(2) ターナー判決以後の事態の進展（前記法律職法の条文追加・改正）

1992年、法律職法（Legal Profession Act）が改正され、次の1条が追加され、仲裁代理は弁護士の独占するところではない旨を確認している。

① 1992年7月に新設された以下の法律職法第34-A条により規制されている。

「1. 疑義を避けるために、第32条及び第33条は、以下において弁護士として活動する者には適用されないことをここに定める。

a. 仲裁に関する制定法の下で合法的に活動する仲裁人の主宰する手続（以下本条において仲裁手続という）において当事者が指定し、又は国際私法により決定されるところの当該手続に関連して紛争に適用される法がシンガポール法でない場合、及び

b. 前項において適用される法がシンガポール法である場合において、その者がシンガポールにおいて開業資格を有する弁護士ないしは政府法務官と共に代理する仲裁手続。

2. 本条の規定は仲裁手続又はこれと関連する手続において代理し活動するいかなる者の権限ないしは権利を損ない、又は不利益に影響を与えるものと解釈されてはならない。」

② 上記立法に関して法務長官事務所 (Attorney General's Chamber) において以下の説明があった。

a ターナー判決の射程範囲を明確にした立法であり同判決と矛盾するものではない。

(注 ターナー判決の裁判長であったチャン・セク・キョン氏は、調査団訪問時に法務長官であった。)

b 基本的考えとして、シンガポールの弁護士でない者はシンガポール法に関する法律業務を取り扱い得ないという前提に立っている。

c 外国弁護士は、シンガポールの弁護士と共に仲裁の場に出頭すればよいのであり、手続においてイニシアティブをとる代理人が外国弁護士でシンガポール弁護士がこれを補助する形でもさしつかえない。

③ 調査団が今回訪問した、シンガポールのドルー・エンド・ナピエール法律事務所 (Drew & Napier) のイム氏は、当方から「準拠法がシンガポール法の場合に外国弁護士がシンガポールの弁護士と共に出席しなくてはならないという規制のために当事者がシンガポールを仲裁地としなくなるおそれはないか」と質問したのに対して要旨以下のように回答した。

「仲裁地を決めるにあたって一番重要な要素は、その地の法律及び裁判制度が合理的なものであることだ。その次に重要なのは費用の点である。

費用の面を考えると日本の都市は円高の影響もあり滞在費等のすべての費用が高過ぎるので日本を仲裁地にしようとは思わない。」

#### 5 シンガポールに学ぶもの

シンガポールも、香港以上に、UNCITRALのモデル法を取り入れたことを国際商事仲裁誘致のセールス・ポイントとしている。既に説明のとおり、同国においては国際仲裁法という単独法典を作成した。最初に、「この法律は、UNCITRALモデル法に基づき、国際商事仲裁を行うための規定を置く」と述べられている。これは外国企業がシンガポールを仲裁地として選択するうえで多大な安心感を与えるものと考えられる。

なお、シンガポールでは、前述のように、改正法律職法において、シンガポール弁護士との共同出頭・共同代理を求めている。法務長官事務所での説明のように、この条件は仲裁手続という特殊性とシンガポールの弁護士でない者はシンガポール法に関する法律業務を取り扱い得ないという原則との調和をはかるためのものであると思われる。調査団としても、シンガポールの共同出頭・共同代理という、この制度の運用について大きな関心を抱くものであるが、その評価を行うにはある程度の年数を要するものと思われる。

### 第3 オーストラリア

#### 1 オーストラリアの仲裁法

オーストラリアは六つの州と二つの連邦直轄地域から成る連邦国家である。

各州は連邦権限に反しない限り、一般的な立法権限を持っている。商事仲裁に関しては、連邦及び州の両レベルで適用される制定法が存在している。

州法としてモデル法である1984年商事仲裁法 (Commercial Arbitration Act 1984) が存在する。このモデル法を各州が採用し立法されている (ニュー・サウス・ウェールズ州 “Commercial Arbitration Act 1984” ; ヴィクトリア州 “ Commercial Arbitration Act 1984” 等)。州によっては修正のうえモデル法を採択しており、各州間には多少の相違がある。

オーストラリアの仲裁法は、英国の商事仲裁法を継受して発達してきた。前述のモデル法も1979年の英国の仲裁法改正を参考にしたといわれている。

また、連邦政府は、外国貿易及び商取引に関する権限に基づき国際商事仲裁に関し法律を制定する権限を有する。1974年連邦法としての国際仲裁法 (International Arbitration Act 1974) が制定された。これは、外国仲裁判断の承認と執行に関するニューヨーク条約の適用に関する統一法典であるが、1985年、UNCITRALモデル法が国連で採択されたことにより、1989年改正法 (International Arbitration Amendment Act 1989) により、国際商事仲裁についてはUNCITRALモデル法がオーストラリア国内で効力を有する旨の規定 (第16条) を置いた。

国際仲裁法の構成は以下のとおりである (以下のModel Law とはUNCITRALのModel Lawを指す。 ) 。

Part I Preliminary

Part II Enforcement of Foreign Awards

Part III International Commercial Arbitration

Division 1 Preliminary

15 Interpretation

Division 2 Model Law

16 Model Law to have force of law

17 Interpretation of Model Law — use of extrinsic material

18 Courts Specified for purposes of Article 6 of Model Law

- 19 Articles 34 and 36 of Model Law —public policy
- 20 Chapter VIII of Model Law not to apply in certain cases
- 21 Settlement of dispute otherwise than in accordance with Model Law

Division 3 Optional proposal

- 22 Application of optional provisions
- 23 Orders under Article 17 of the Model Law
- 24 Consolidation of arbitral proceedings
- 25 Interest up to making of award
- 26 Interest on debt under award
- 27 Costs

Division 4 Miscellaneous

- 28 Liability of arbitrator
- 29 Representation in proceedings
- 30 Application of Part

Part IV Application of the convention on the settlement of investment disputes between states and nationals of other states

(別表としてUNCITRALのモデル法が添付されている。)

いかなるものが国際商事仲裁であるかについては、UNCITRALモデル法が国内で効力を有するとされ(第16条(1))、UNCITRALモデル法第1条には、適用される国際商事仲裁の定義規定が存在する一方、国内仲裁に関する商事仲裁法(例 ヴィクトリア州、ニュー・サウス・ウェールズ州)には第40条7項に国内仲裁契約(domestic arbitration agreement)の定義規定があるため、反対解釈で国内仲裁契約以外は国際仲裁契約ということになる。

この反対解釈によれば、国際仲裁契約とは、外国で仲裁を行うことが仲裁契約に明示的または暗黙的に示されており、仲裁契約締結時において、一契約者が、

- ①オーストラリア以外の国籍を有するかまたは住所(habitually resident)を有する個人；または、
- ②オーストラリア以外の国において設立されまたはその主たる事務所を持っていること

である場合ということになる。

## 2 国際仲裁センター

ヴィクトリア州のメルボルンに、国際商事仲裁を行うためにオーストラリア国際商事仲裁センター(The Australian Centre for International Commercial Arbitration 以下、「ACICA」という。)が置かれた。同センターは、キャンベラに登録上の事務所を置くオーストラリア仲裁人協会(Institute of Arbitrators Australia)によって運営されている。今回訪問したACICAでの国際仲裁は、香港、シンガポールに比較して件数は少ない。ACICAは、メルボルンの本部のほか、シドニー、ブリスベン、ダーウィン及びパースに事務所を有している。この他にオーストラリア商取引紛争センター(The Australian Commercial Disputes Centre)がある。

オーストラリア仲裁人協会は仲裁人をメンバーとする社団法人であり、目的は次のとおりである(Memorandum of Association of the Institute of Arbitrators Australia)。

- ① 仲裁の普及
- ② 仲裁制度の研究
- ③ 仲裁人の地位向上
- ④ 職業仲裁人(professional members)の候補者の教育、テスト
- ⑤ 連邦内における仲裁施設である仲裁センターの設立

仲裁人の登録は、理事会による認定に基づき(認定は応募制)、専門分野や職業分野などで分けたパネルに属する仲裁人のリストを作成し、これを仲裁を求める者に提供している(Policy on the Register of Practicing Arbitrators including the Listing and Grading of Arbitrators and Allocation to Panels)。

割り当てられるパネル及びグレイディングは次のとおりである。

Accountants  
Architect  
Builders/Building Consultants  
Commercial Consultants/Assessors  
Insurance/Loss Assessors/Actaries/Consultants



Land Surveyors  
Lawyers  
Maritime Consultants/Surveyors  
Maritime Lawyers  
Medical Practitioners  
Real Estate Agents/Valuers

- Grade 1: 仲裁について広範な経験を有し、大規模、複雑な事案を扱える者
- Grade 2: 協会の規則により資格を与えられた者で、中規模の仲裁又は専門分野に関する仲裁を行うことができる者
- Grade 3: 経験が少なく、専門的な知識を要する小規模の仲裁を扱える資格を与えられた者

### 3 外国弁護士の受入れ制度

弁護士を規制する法律は州法でありヴィクトリア州にはLegal Profession Practice Act 1958、またニュー・サウス・ウェールズ州にはLegal Profession Act 1987 がある。

法律職の資格要件、認可、無資格者による法的サービスの規制については、各州、領域は以下のような内容のほぼ同様の立法となっている。

- ① 資格のない者は、ソリシターとして活動することは許されず、またいかなるものであれ訴訟その他法廷活動を行える者として活動することは許されない。
- ② 資格のない者は、報酬を得るため、遺言等の法的書類の起案を請け負うことは許されない。
- ③ 資格のない者は、法的助言を行うことができる旨の宣伝行為を行うことは許されない。
- ④ ソリシターは、無資格者と法的業務の報酬を分配することが禁じられる。

外国弁護士の活動については、各州に法律上、明示の規定はないが、ニュー・サウス・ウェールズ州、ヴィクトリア州及び首都特別地域は、ガイドライン

を設けている。これによれば、外国弁護士が、ロー・ソサイエティの認可を受けて外国法に関する助言業務を行うことについては、これは許容され、また、外国ロー・ファームがソリシターと報酬を分配することは許容される。

全国組織である任意団体のロー・カウンシル ( Law Council of Australia ) は、外国弁護士の活動に関するモデル法を作成し ( Policy Statement International Legal Practice )、各州で採択するよう求めている。

これによると、外国弁護士または外国法律事務所は州弁護士会に登録し、その監督を受ける。登録した者は外国法に関する法律サービスを行うことができるが、オーストラリア連邦法及び国内州法を取り扱うことはできない。しかし、オーストラリア弁護士と共同事業 ( collaboration ) を行える。オーストラリア弁護士を雇用することはできない。

このモデル法については現在各州で検討中であるが、ニュー・サウス・ウェールズ州では 1994 年 2 月 3 日、モデル法に準拠したガイドライン ( International Practice Guideline ) を採択している。ヴィクトリア州は未だ採択していない。

#### 4. 仲裁代理

仲裁手続における代理行為が法律行為であるかどうかについては、ヴィクトリア州弁護士会 ( Law Institute of Victoria ) では、過去議論がなされたとのことである。同弁護士会の見解では、それは弁護士の行う法律事務に当たるが、実際には、弁護士により排他的に行われているわけではない。弁護士以外の者が代理人となっているという事実も、商事仲裁法 ( ニュー・サウス・ウェールズ州 ) 第 20 条 ( 5 ) の規定により、法律職法に反するものと考えられていない。

##### (1) 国内仲裁

ニュー・サウス・ウェールズ州及びヴィクトリア州の商事仲裁法は、第 20 条に仲裁代理の規定を設けている。

同法は、法律実務家 ( legal practitioner ) とそうでない者とが代理できる条件を次の様に規定する。なお、法律実務家とは、外国で資格を有する法

法律実務家も含んでいる。法律実務家が代理ができるのは、次のいずれかの場合に限られる。

- a) 一方の当事者が法律上資格を与えられた者 (legally qualified person) により代理されている場合
- b) 当事者の合意のある場合
- c) 係争の額が2万オーストラリアドルを超える場合
- d) 仲裁人の許可を得た場合

非法律実務家が代理できるのは、次のいずれかの場合に限られる。

- a) 法人におけるその役員・従業員による代理
- b) 当事者の合意のある場合
- c) 仲裁人の許可を得た場合

更に同条第5項においてニュー・サウス・ウェールズ州（及びヴィクトリア州）において、実務資格を有しない者による代理行為が法律職法に違反しない旨が確認されている。

## (2) 国際商事仲裁

国際仲裁法は、その第29条及び第37条に代理に関する規定を有する。両条は、当事者の選択した者に代理させることができる旨を規定しており、代理資格についての制限を課していない。

## (3) 連邦法たる国際仲裁法と州法たる法律職法との関係

州法たる法律職法には仲裁代理についての規定は存在しない。

しかし、連邦法である国際仲裁法が州法たる法律実務を規制する法に優位しているとの説明を受けた。更に国際仲裁法は第29条第3項において仲裁代理行為は法律実務を規制する法令に違反しない旨を明言している。

“A legal practitioner or a person … while acting on behalf of a party to an arbitral proceeding … including appearing before an

arbitral tribunal, shall not thereby be taken to have breached any law regulating admission to, or the practice of, the profession of the law within the legal jurisdiction in which the arbitral proceeding are conduct. ”

「法律実務家又は一般人が、……仲裁廷への出頭を含む仲裁手続の当事者を代理する行為の間は、これにより仲裁手続が行われる法律上の管轄地における専門職の承認または実務を規制する法律に違反したものとされない。」

ニュー・サウス・ウェールズ州などのガイドラインにおいて、外国弁護士はオーストラリア法及び国内州法を取り扱うことはできない。これとの関係でオーストラリア法を準拠法とする仲裁を取り扱えるかは、香港やシンガポールと同じように、理論的には問題となる。しかし、州弁護士会や法務長官事務所での話では、仲裁において外国法であるか国内法であるかを区別し、仲裁代理できるかを問題にしようとの考えはないとのことであった。

トリップ・ビジネスではなく、事務所を開設した場合に問題となるかについては、国際商事仲裁であれ、国内仲裁であれ、仲裁の代理について法律上制限を設けていないのであるから、いかなる者でも代理を引き受けるため事務所を設けることができるであろうとの見解であった（ヴィクトリア州弁護士会）。

しかしながら、事務所の設置については、何のための事務所か、仲裁代理以外に一般的に法律事務を行う可能性をということになると問題である、広告宣伝をやるようなら弁護士会も規制していく必要がある、との意見も弁護士会からはあった。

実際には、法律家以外が代理を行うのはまれであり、それも主として建築関係であるとの説明を受けた（ヴィクトリア州弁護士会）。ニューサウス・ウェールズ州では、非法律家の代理を仲裁人が拒否したケースがあったとのことである。

##### 5 オーストラリアより学ぶもの

オーストラリアにおいても、香港やシンガポールと同様、国内仲裁と国際商

事仲裁を分け、国際商事仲裁については、イギリスの仲裁法制から離れ、UNCITRALのモデル法を採用した。

調査団は、オーストラリアで影響力のある、著名な法律家であり、元連邦最高裁判所長官のサー・ロレンス・ストリート卿と、会談する機会を持ち、率直な意見交換を行うことができた。そこでの話として、国際商事仲裁を自国に持ってくるマーケティングという理由で、できるだけ開かれた制度であること、そのためにはUNCITRALのモデル法を採用した国際仲裁法を導入する必要がある、日本も是非ともUNCITRALのモデル法を採用した国際仲裁法を設けるべきであるとのことであった。

オーストラリアがこの開かれた国際仲裁法により、国際仲裁の件数が伸びて行くかは、競争相手でもある香港やシンガポールそして日本の動向にもかかわっている。

# 視察日程・訪問先一覧

1995年11月8日～11月16日

## 1 香港

1995年11月9日

①香港国際仲裁センター (Hong Kong International Arbitration Centre)

Peter S. Caldwell 事務局長

②ディーコンズ (DEACONS) 法律事務所 (米国 Graham & James ・ Sly & Weigal  
との提携事務所)

David A. Livdahl氏 (米国弁護士)

John T. Murphy 氏 (米国弁護士)

Bernard Fleming 氏 (香港弁護士)

③香港弁護士会 (Law Society)

Patrick R Moss 氏 (Secretary General)

Tony Harrod 氏 (Director of Compliance)

Belinda Macmahon氏 (Assistant Director, Regulation & Guidance)

## 2 シンガポール

11月11日

① シンガポール国際仲裁センター (Singapore International Arbitration  
Centre)

Lawrence Boo 氏 (Chief Executive Officer)

② シンガポール法務長官事務所 (Attorney General's Chamber)

Goh Phai Cheng 氏 (Parliamentary Counsel)

Charles Lim Aeng Cheng 氏 (Deputy Senior State Counsel)

他

③ シンガポール弁護士会 (The Law Society of Singapore)

Lim Tat Kuan 氏 (Deputy Executive Director)

④ ドルー・エンド・ナピエール法律事務所 (Drew & Napier)

Jimmy Yim W K 氏 (パートナー)

Lena Gan 氏 (パートナー)

3 オーストラリア

(1) ヴィクトリア州、メルボルン

1994年11月14日

① ヴィクトリア州政府ソリシター事務所 (Victorian Government Solicitor's Office)

Ronald C. Beazley 氏 (Government Solicitor)

John Sharky 氏 (Sly & Weigall 法律事務所)

② ヴィクトリア州法曹協会 (Law Institute of Victoria)

Roderick Smith 氏 (President)

David Laidlaw 氏 (Maddock Lonie & Chisholm 法律事務所)

Frank W. Paton 氏 (Sly & Weigall 法律事務所)

Michael C. Pryles 氏 (Minter Ellison Morris Fletcher 法律事務所)

John C. Scrivner 氏 (メルボルン大学教授)

他

③ オーストラリア国際商事仲裁センター (The Australian Centre for International Commercial Arbitration)

AA de Fina 氏 (President) 他

(2) ニューサウスウェールズ州シドニー

1994年11月15日

① Hon. Sir Laurence Street 氏 (Chairman, Governmental International Legal Services Advisory Council)

② 州法務長官事務所 (Attorney General's Department)

Laurie Glanfield 氏 (Director General)

③ フリーヒル, ホリングデール&ページ法律事務所 (Freehill Hollingdale & Page)

Peter J. Perry 氏 (訴訟部パートナー)

林 由紀夫 氏 (日本人パートナー)

谷村頼男 氏 (日本人アソシエイツ)

橋本綾子 氏 (日本人アソシエイツ)

④ニューサウスウェールズ州法曹協会 (The Law Society of New South Wales )

David Fairlie 氏 (President)

Charles Cawley 氏 (Director, Legal Practice)